

亀山市告示第187号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年10月20日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21349
- 3 路線名 川合28号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 川合町字作千代治245番6地内
 - (2) 終点 川合町字作千代治246番17地内
- 5 供用開始の期日 令和2年10月20日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21881
- 3 路線名 川合32号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 川合町字作千代治245番6地内
 - (2) 終点 川合町字作千代治245番6地内
- 5 供用開始の期日 令和2年10月20日